北海道函館方面公安委員会告示第5号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定により、森町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和7年1月31日

北海道函館方面公安委員会委員長 齋 藤 利 仁

1 合意した者

- (1) 函館バス株式会社
- (2) 北海道函館方面公安委員会
- (3) 森町長
- (4) 北海道運輸局函館運輸支局長
- (5) 株式会社あすなろ会介護タクシーうらら
- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、函館バス 株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

	停留所名	上下線別	所 在 地
1	渡島信用金庫本店	上り	茅部郡森町字御幸町115番地先
2	渡島信用金庫本店	下り	茅部郡森町字御幸町29番地4先
3	みどりヶ丘団地	上り	茅部郡森町字上台町326番地73先
4	みどりヶ丘団地	下り	茅部郡森町字上台町326番地72先
5	森警察署前	上り	茅部郡森町字上台町305番地先
6	上新川	上り	茅部郡森町字新川町220番地先
7	上新川	下り	茅部郡森町字新川町219番地5先
8	新川	上り	茅部郡森町字新川町115番地先
9	港町	上り	茅部郡森町字港町79番地3先
10	中の川(砂原線)	下り	茅部郡森町字港町116番地先
11	中の川(砂原線)	上り	茅部郡森町字港町116番地先
12	尾白内小学校通り	下り	茅部郡森町字尾白内町271番地1先
13	尾白内小学校通り	上り	茅部郡森町字尾白内町238番地16先
14	尾白内駅前	下り	茅部郡森町字尾白内町398番地21先
15	尾白内駅前	上り	茅部郡森町字尾白内町398番地21先
16	尾白内神社前	下り	茅部郡森町字尾白内町509番地2先
17	尾白内神社前	上り	茅部郡森町字尾白内町509番地2先
18	尾白内押出	下り	茅部郡森町字尾白内町589番地3先
19	尾白内押出	上り	茅部郡森町字尾白内町589番地3先
20	押出	下り	茅部郡森町字尾白内町22番地先
21	押出	上り	茅部郡森町字尾白内町22番地先
22	砂原押出	下り	茅部郡森町字砂原西1丁目114番地先
23	砂原押出	上り	茅部郡森町字砂原西1丁目94番地先
24	砂原西1丁目	下り	茅部郡森町字砂原西1丁目178番地先
25	砂原西1丁目	上り	茅部郡森町字砂原西1丁目14番地先
26	掛澗神社前	下り	茅部郡森町字砂原西2丁目75番地先

27	掛澗神社前	上り	茅部郡森町字砂原西2丁目79番地先
28	掛澗駅通り	下り	茅部郡森町字砂原西3丁目45番地先
29	掛澗駅通り	上り	茅部郡森町字砂原西3丁目45番地先
30	さわやかセンター下	下り	茅部郡森町字砂原西4丁目27番地先
31	さわやかセンター下	上り	茅部郡森町字砂原西4丁目28番地11先
32	砂原西	下り	茅部郡森町字砂原西4丁目5番地先
33	砂原西	上り	茅部郡森町字砂原西4丁目5番地先
34	砂原西4丁目	下り	茅部郡森町字砂原西4丁目236番地15先
35	砂原西4丁目	上り	茅部郡森町字砂原西4丁目236番地15先
36	砂原幼稚園	下り	茅部郡森町字砂原1丁目38番地2先
37	砂原幼稚園	上り	茅部郡森町字砂原1丁目38番地2先
38	砂原支所前	下り	茅部郡森町字砂原2丁目176番地6先
39	砂原支所前	上り	茅部郡森町字砂原2丁目220番地2先
40	郵便局前	下り	茅部郡森町字砂原2丁目31番地15先
41	郵便局前	上り	茅部郡森町字砂原2丁目31番地先
42	砂原2丁目	下り	茅部郡森町字砂原2丁目1番地13先
43	砂原2丁目	上り	茅部郡森町字砂原2丁目54番地2先
44	砂原3丁目	下り	茅部郡森町字砂原3丁目55番地1先
45	砂原3丁目	上り	茅部郡森町字砂原3丁目52番地3先
46	砂原4丁目	下り	茅部郡森町字砂原4丁目62番地先
47	砂原4丁目	上り	茅部郡森町字砂原4丁目43番地先
48	内浦	下り	茅部郡森町字砂原4丁目107番地先
49	内浦	上り	茅部郡森町字砂原4丁目107番地先
50	砂原5丁目	下り	茅部郡森町字砂原5丁目39番地先
51	砂原5丁目	上り	茅部郡森町字砂原5丁目39番地先
52	ハマナスグリーンパーク前	上り	茅部郡森町字砂原5丁目204番地先
53	砂原牧場前	上り	茅部郡森町字砂原5丁目279番地128先
54	砂原6丁目	上り	茅部郡森町字砂原5丁目279番地128先
55	砂原東3丁目	上り	茅部郡森町字砂原東3丁目192番地1先
56	さわら小学校	下り	茅部郡森町字砂原1丁目30番地1先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる森町の委託を受けて行う旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自 動 車
株式会社あすなろ会介護タクシーうらら	もりっくる